4 3　［略］

4　法第四十三条の四第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第十一号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第四十三条の六第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

（法第四十三条の六第三号の原子力規制委員会規則で定める者）

**第二条の二**　法第四十三条の六第三号の原子力規制委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により、業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（変更の許可の申請）

**第三条**　令第二十三条の変更の許可の申請書の記載については、次に掲げるところによるものとする。

一　令第二十三条第三号の変更の内容については、法第四十三条の四第二項第三号の貯蔵能力の変更に係る場合にあつては貯蔵する使用済燃料の種類ごとの最大貯蔵能力を記載し、同項第四号の使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては第二条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第四十三条の四第二項第四号の貯蔵の方法の変更に係る場合にあつては第二条第一項第三号に掲げる区分によつて記載し、法第四十三条の四第二項第六号の貯蔵の終了後における使用済燃料の搬出の方法の変更に係る場合にあつてはその返還等の相手方及びその方法を記載すること。

二　［略］

［2・3　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

**別表第八**　使用済燃料の再処理の事業に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （再処理の事業の指定の申請）<br>**第一条の二**　法第四十四条第二項の再処理の事業の指定の申請書の記載については、次の各号によるものとする。<br>［一～七　略］<br>2　前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第二十六条第二項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。<br>［一～十　略］<br>十一　法第四十四条第一項の指定を受けようとする者（法人にあつては、その業務を行う役員）に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書<br>［略］<br>4 3　法第四十四条第一項の指定を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第十一号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第四十四条の三第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。 | ［同上］<br>［一～七　同上］<br>［同上］<br>［一～十　同上］<br>［号を加える。］<br>3　［同上］<br>［項を加える。］<br>［条を加える。］<br>（変更の許可の申請）<br>**第三条**　［同上］<br>一　令第二十三条第三号の変更の内容については、法第四十三条の四第二項第三号の貯蔵能力の変更に係る場合にあつては貯蔵する使用済燃料の種類ごとの最大貯蔵能力を記載し、同項第四号の使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては前条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第四十三条の四第二項第四号の貯蔵の方法の変更に係る場合にあつては前条第一項第三号に掲げる区分によつて記載し、法第四十三条の四第二項第六号の貯蔵の終了後における使用済燃料の搬出の方法の変更に係る場合にあつてはその返還等の相手方及びその方法を記載すること。<br>二　［同上］<br>［2・3　同上］ |